

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	うるま市 固定資産税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

うるま市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県うるま市長

公表日

令和4年6月17日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税に関する事務
②事務の概要	うるま市では、地方税法に基づき、賦課期日(毎年1月1日)における土地・家屋・償却資産の所有者に対して、固定資産課税台帳に基づき、納税通知書を交付し課税する。 ①法務局からの通知により課税台帳の整備(課税内容の変更等)を行う。 ②土地家屋の現地での調査。家屋については評価を実施する。 ③償却資産に関する申告を受け付け確認を行う。 ④土地・家屋・償却(一品/申告書)の異動を行う。 ⑤土地・家屋・償却それぞれの課税標準額を計算した後、名寄せ、課税計算を行い、名寄せ帳を作成する。 ⑥名寄せ帳を納税義務者に縦覧する。 ⑦納税義務者へ納税通知書、課税明細書を交付する。
③システムの名称	1. Acrocity固定資産税 2. 番号連携サーバー 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
固定資産税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の27の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条第5号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	うるま市役所総務部総務課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL098-973-0606
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	うるま市役所財務部資産税課 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 TEL098-973-5394

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月5日	I 3. 法令の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 別表第一の16の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するた (情報照会の根拠)	事後	
平成29年7月5日	I 4. ②法令の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の27の項	(情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の27の項	事後	
平成29年7月5日	II 1. 対象人数	平成27年3月31日	平成29年3月31日	事後	
平成29年7月5日	II 2. 取扱者数	平成27年3月31日	平成29年3月31日	事後	
平成30年6月28日	II 1. 対象人数	平成29年3月31日	平成30年3月31日	事後	
平成30年6月28日	II 2. 取扱者数	平成29年3月31日	平成30年3月31日	事後	
令和1年5月7日	II 1. 対象人数 いつ時点の 計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	
令和1年5月7日	II 2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	
令和1年5月7日	IV リスク対策	無し	新設「IV リスク対策」の追加記載	事後	様式変更に伴う変更
令和2年6月18日	II 1. 対象者人数	平成31年3月31日	令和2年4月1日	事後	評価の再実施
令和2年6月18日	II 2. 取扱者数	平成31年3月31日	令和2年4月1日	事後	評価の再実施
令和3年6月17日	II 1. 対象者人数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年6月17日	II 2. 取扱者数	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年6月17日	I 5. 評価実施における担当 部署	資産税課長 前原 博則	資産税課長	事後	
令和4年6月17日	I 8. 特定個人情報ファイルの 取り扱いに関する問合せ	うるま市役所総務部資産税課	うるま市役所財務部資産税課	事後	
令和4年6月17日	II 1. 対象者人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年6月17日	II 2. 取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	